

平成 21 年度日本看護科学学会臨時社員総会 議事録

日 時：2009 年 2 月 22 日（日）14 時 00 分 15 時 35 分

場 所：東京大学大学院医学系研究科教育研究棟 13 階第 6 セミナー室
東京都文京区本郷 7 - 3 - 1

出席者：社員（評議員）：南裕子、数間恵子、井上智子、岡谷恵子、片田範子、小山真理子、真田弘美、田村やよひ、中山洋子、野嶋佐由美、牧本清子、正木治恵、村嶋幸代（以上、理事） 中西睦子、前原澄子（以上、監事） 浅野みどり、石垣靖子、宇座美代子、薄井坦子、江本リナ、太田勝正、岡田洋子、奥野茂代、尾崎フサ子、片岡純、亀井智子、北川公子、草刈淳子、小西恵美子、小林淳子、近藤潤子、佐藤栄子、須釜淳子、關戸啓子、永井優子、中村由美子、野並葉子、久間圭子、藤崎郁、水谷信子、水野道代、宮島朝子、森恵美、安酸史子、矢野正子、山田覚、吉田千文、和住淑子、渡邊順子

社員総数 169 名

理事長指名理事：田中 美恵子

議 長：南 裕子（理事長）

1．開会及び理事長挨拶（南理事長）

開会

会場出席者 43 名、委任状 55 名、書面議決権行使 29 名、全 127 名にて臨時社員総会が開催された。司会は数間副理事長、書記は、東京大学 赤瀬智子、仲上豪二郎で行われた。

理事長挨拶

一般社団法人になって初めての社員総会であり、非営利社団法人としての体制を整えることを主眼に置いた定款改正に関する審議が主議題となる旨の挨拶があった。

2．議事録署名人の承認（南理事長）

議事録署名人として新潟県立看護大学 北川公子氏、名古屋大学 太田勝正氏が推薦され、拍手で承認された。

3．審議事項

1) 定款、定款施行細則及び評議員・役員選出規程の改正について（数間副理事長）

この改正案は昨年 12 月に学会総会および社員総会に諮った内容であり、詳細な検討の結果、文言の追加、修正があったため赤字で示した部分の審議が行われた（二重線は 12 月の段階で削除、下線も同じく 12 月に追加を承認済みである）。資料に基づき下記の説明がなされた。

- ・第 7 条、文字の追加

- ・3項の追加：第7条の第1項にて、募集したものをどのように返還するかを記載する必要があったため、追記した。
- ・第8条第2項：第7条第3項にて返還を想定し追記しているため、返還の際に基金が減額にならないよう取崩しは行わないと規定し、その旨を追記した。
- ・第24条第2項：第53条が第55条に修正となった。
- ・第32条第1項：学会総会の場所・時間については理事会で決定することを明記した。
- ・第43条第2項：第40条が第41条に修正となった。
- ・第53条第2項：「理事会の承認を得たうえで」という文言を追加した。
- ・第55条第1項：議決は社員総会のみとし、「学会総会の審議を経て」を追記した。
- ・附則第2項（第1項はすでに出して、黒字に変更）：追記した。

説明後、第7条第3項、拠出者との合意とあるが、拠出者には旧会が含まれており、この場合どのように合意するのかについて質問があった。数間副理事長より日本看護科学学会（JANS）基金取扱規程（案）（黄色の添付資料）について説明がまずあり、一般社団法人法では基金制度を設ける場合、それに関する記載が必要であり追記したこと、すでにある中間法人化の際の基金に関しては、今回の第7条で規定されたものではないという考え方であると説明がなされた。

また、一般社団法人となり附則として、平成21年4月となっているが、本日の会は平成21年度となっている、4月始まりか、1月始まりかをどのように考えているかの質問があった。これに対して、事業年度は10月1日から9月30日となっており選挙時期もそれに合わせることで、今回は、非営利団体になる時期が4月1日であるので定款では4月1日になっており、事業年度と異なるが、これは事務上の手続きであるとの説明がなされた。

定款、定款施行細則および評議員・役員選出規程の改正について、出席者数が49名、全員挙手にて全会一致で承認された。なお、出席者49名のうち、6名は本総会開会后、本審議事項の審議より出席したものである。55名より委任状を受け議決権行使した者も本改正を承認し、書面議決権行使29名も本改正につき予め賛意を表明している。

2) 定款施行細則改正について（数間副理事長）

資料に基づき説明がなされた。

- ・第3条第1項：社員又は会員と同義であるので、正会員と文言を変更した。

会費を下げる予定はあるのかとの質問に対し、昨年、一昨年は約500万円の赤字決算となっており、現状を鑑みると下げることは難しいこと、現状の活動を維持するためには、会費1万円が必須と思われるが、会員から会費を下げるべきであるという意見が大きく出てくれば考えざるを得ないと説明がなされた。

また、学会は利益を出してはいけないのが原則であり、納税している状況があるのであれば会費を下げることも検討する余地があるとの意見に対し、一昨年度は有限責任中間法人になったこ

とに伴い、学術集会会計を本会会計に含めることとなったため、収支のバランスが崩れ納税することになったが、昨年は赤字であり、事業収益に対する納税はなく東京都への法人税のみとなっていると説明がなされた。

施行細則は、全員挙手にて承認された。

3) 代議員・役員選出規程改正について(数間副理事長)

昨年12月の承認以降は変更していない旨、説明があった。

全員挙手にて規程承認となった。

4) 基金取扱規程について(数間副理事長)

挙手にて承認された。

4. 事業年度の変更後の理事任期、社員総会開催時期について(南理事長)

会計年度と事業年度を一致させなければならないこと、学術集会会計が分断され予算立案、収支報告に支障をきたしていること、決算時期を社会全体の決算時期(3月)にあわせたほうが良いという点から、事業(会計)年度を4月開始にしたいという提案がなされた。4月-3月の事業(会計)年度になると、12月の学術集会時の社員総会では来年度予算を審議し、翌3月末締め決算後、法令に従い3ヶ月以内に、事業及び決算報告のための社員総会を開催する。1年に2回、社員総会を開催することになる。

現在は意見交換の段階であるとした上で、社員総会の開催を年1回とするために学術集会を6月に移動させるという案に対する参加者の意見が求められた。6月に移動させる場合は、前年度の決算を受けて、当該年度の予算を立案できるメリットがあるが、3月末決算後に学術集会を開催することになり、現行と同様、学術集会の会計が分断される不都合が生じる。また、長年、学術集会を12月に開催してきた伝統も尊重すべき点がある。これまでどおり12月に学術集会と社員総会を開催した場合は、決算前に次年度の予算を立てなければならないデメリットがあるが、その対応策として6月の社員総会で当該年度の補正予算を組む方法も考えている。今後も意見、提案を理事会にお送りいただきたい。

臨時社員総会のコストがどの程度かについては、本年度の社員総会の支出予算額は、8割の評議員が出席という計算で前半210万円、後半200万、合計410万円を計上しているが、実質は今回の場合、90万円であった。予算上はこの程度であるのであれば会員の意見を聞くという意味でも、社員総会は二回行ってよいのではないかとの意見があった。

5. 報告事項

1) 第28回学術集会の報告(安酸学術集会長)

2008年12月13日14日に福岡にてケアリング・サイクルと看護科学というテーマにて学術集会が行われた。参加者数2667名、決算報告として180万円の黒字であったこと、アンケート報

告として時間、内容がちょうどよい、ポスター発表は時間が短く会場が狭い、ヒーリングは 207 名と多くの参加があったことなどの報告があった。

2) 第 29 回学術集会の報告 (森学術集会長)

メインテーマは文化を尊重した看護学の探求と貢献であり、11 月 28 日 29 日に千葉幕張メッセでイベントホールを使用して行う予定である。基調講演、特別講演、教育講演を用意している。参加は 2800 人予定等の報告があった。

3) 各委員会からのお知らせ

・和文誌編集委員会 (正木理事)

電子投稿による電子査読を試行している。査読者には UMIN ID を取得していただきたいとの協力依頼があった。約 1 年後に電子投稿に移行予定である。

・研究・学術情報委員会 (岡谷理事)

看護技術評価委員会に属しており 2 年後との診療報酬改定の際に、検討してもらいたい看護技術のエビデンスを申請する活動を行っている。平成 22 年度改正において技術評価の申請があり、3 月初めに厚生労働省より申請書が配布され今年の 6 月末までに看保連が取りまとめて申請する。また、在宅医療に関する事業もあるとの報告があった。

・国際活動推進委員会 (牧本理事)

世界看護科学学会 (WANS) の報告、450 以上の演題が来て、現在査読中であるとの報告があった。

・看護学術用語検討委員会 (野嶋理事)

看護学を構成する重要な用語の特定化を行っている。第一次段階として、日本看護協会出版会の看護学事典 4022 語と日本看護科学会誌(1982-2008)に記載されている Key Words 延べ 1267 語から、委員会として 268 語を抽出した。3 月の下旬に評議員に配布調査用紙を送付し、重要な用語を選択していただき、デルファイ法にて看護用語の重要なものを、最終的には 100 用語程度を特定化することをめざしていると報告があった。

・看護倫理検討委員会 (片田理事)

昨年 12 月の学会総会のとおり学会として科学者の行動規範を作成した。また、JANS 会員の中には、自施設に研究倫理審査を行う部門がない会員を対象に、JANS での発表を目的にしているという条件の下にて JANS に研究倫理委員会を置くことを決定した。また、不正行為に関する対応については修正点を再度 HP にアップし皆様のご意見を賜りたいとの報告があった。

・表彰論文選考委員会（井上理事）

委員会で表彰候補論文を選考、8月頃に評議員に配付し検討するがここ数年評議員からの返信率がかなり低い。したがって、今年度より外封筒には記名するようにしたとの報告があった。

査読に関して意見があった。現在の電子査読はコメントのやり取りではなく、ジャッジメントとなっているというのが気になっている。あくまでも査読を通して査読者と著者の両方が成長できるというメリットが大切かと思うとのご意見に対し、和文誌編集委員会より現在は UMIN のシステムの試行段階であり、意見を伝えていき、JANS によりふさわしいシステムを作り上げたいと考えているとの返答があった。

6.閉会

最終的な出席者は、委任状、書面含めて合計 134 名であることが報告され、平成 21 年度臨時社員総会は終了した。

次回の臨時社員総会は 5 月 30 日、東京大学山上会館にて決算主体で行う予定である。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人により以上の議事を認め署名捺印する。

平成 21 年 2 月 22 日

議 長 南 裕子

議事録署名人 北川 公子

議事録署名人 太田 勝正